

[書評]

『善の壊れやすさ』

ツヴェタン・トドロフ著

鈴木正昭

本書は1999年アルバン・ミシェル社から刊行された。テーマは第二次大戦中のブルガリアにおけるユダヤ人問題、とりわけユダヤ人の強制収容所送りがいかにして回避されたかのいきさつである。これは歴史上極めて稀なケースであるが、その詳細は共産党政権の時代（1944—1989）には明らかにされなかった。政権崩壊後史料の公開が進み、当時のいきさつが少しづつ明らかにされるようになった。ツヴェタン・トドロフ氏は本書の著者というよりはむしろ編者でこの時期に関する多くの文献を渉猟し、それをもとにこの数年間の歴史を再構成した。それが本書の冒頭に置かれ、本書全体のタイトルともなった『善の壞れやすさ』という部分である。本書は200ページ足らずでそれほど大部の書物ではないが、そのうちのおよそ四分の三にあたる150ページを占める第二の部分は当事者たちの証言や回想録の抜粋である。ユダヤ人の収容所送りを回避するための請願書、新聞の論説、回想録などからなるが、それらの筆者は国会議員、宗教界の指導者、法律家、文学者、ユダヤ人の収容所送りを企んだ当時の首相など多岐にわたっている。

本書の扱う時期は1940年から44年までのおよそ5年間である。ブルガリアでは40年10月にユダヤ人から国家を守るためにという名目で国家防衛法という法律が議会に提出された。この時期は第二次大戦の勃発から既に1年以上が経過し、三国同盟の成立（同年9月）の直後にあたっていた。窮地に陥っていた同盟国イタリアを援助するため、ヒトラーはブルガリア国内におけるドイツ軍の行動の自由を要求した。一方ソ連の側からは相互援助協定を締結しようという誘いがあった。二つの強国、しかもブルガリアと因縁浅からぬ国々のいずれにつくか国際的に注目されたが、最終的に1941年3月に三国同盟側への加盟が決定された。一方ユーゴスラヴィアは三国同盟への加盟を拒絶したため、ドイツ軍の侵入を許すことになった。その結果としてマケドニアとトラキアの地がブルガリアの統治下に入ることになった。しかしブルガリアに大きな満足を与えた統治権の回復がこの地に住むユダヤ人にとっては致命的なものになった。

歴史に「もし」は許されないとはよく言われることではあるが、もしこの

地がブルガリアに編入されなければ、この地のユダヤ人はアウシュヴィッツを始めとする強制収容所に送られることも少なかったであろうし、死者の数も相当少なくて済んだであろう、と言えるのではないか。このあたりに個人の計らいを超えた「運命のいたずら」とも言うべきものの存在を痛感せざるを得ない。

国家防衛法が提出されたのはこのような時期だった。しかしブルガリアは露土戦争の結果長年のトルコ支配から解放され、独立が可能になったことから親ソ感情も非常に強く、こうした勢力はブルガリアが三国同盟に加入した後はバルカン山脈を拠点にしてパルチザン活動を活発に行った。そしてこのパルチザン活動には共産党が大きな役割を果たした。共産党はさらに1942年になると祖国戦線を組織した。1944年になり戦局がドイツに決定的に不利になり、しかもブルガリアが連合国からの攻撃を受けるようになると、ブルガリア国民の間には動搖が広がるようになった。その結果中立的な政権が成立するが、それも間もなく祖国戦線により打倒されて、ブルガリアは1989年まで50年近く続く親ソ共産党政権の時代を迎えることになった。

話を元に戻そう。国家防衛法案はやがて議決された。本書の巻末に回想録の抜粋が採録されているディミタール・ペシェフによれば当時議会ではこの法案に対してそれほど強力な反対意見は提出されなかつたようだ。国家の非常時であったので、反対党も含めてそれほどの抵抗なしに法案は議会を通過したのだった。ペシェフは与党の大物政治家であり、ユダヤ人の主権がある程度制限されることには反対ではなかつた。この時点ではユダヤ人の強制収容所送りも、そこでの大量虐殺も政治家たちの念頭になかつたことは明らかである。少なくともペシェフの回想録によれば当時はそれほどの切迫した情勢ではなかつた。実際ユダヤ人たちは法案が成立したからといって当初はそれほどひどい迫害を蒙つたわけではなかつた。ところが43年になると事態は急迫した。ユダヤ人を強制収容所に送るようナチスからの督促が厳しくなつたからである。その結果ブルガリアが新たに獲得したトラキアやマケドニア在住のユダヤ人と、古くからブルガリア国内に居住していたユダヤ人とは

異なった運命を辿ることになった。

本書が主として扱う数年間の歴史は我が国の元号では昭和15年から19年にあたる。15年には日独伊の三国同盟が締結された。欧州では前年から既に大戦が始まっていた。ドイツは当初東欧、北欧、ベルギー、オランダに侵入し破竹の勢いを示した。しかし1944年になるとドイツは東欧ではソ連に、西欧では米英を中心とする連合国に敗北を続け、敗色が濃くなっていた。我が国も昭和16年末の開戦当初は連戦連勝だったが、昭和19年には制空権を失い、やはり敗色が濃厚になっていた。

本書に記載されている事柄の多くは共産党政権の崩壊後明らかにされたものである。歴史の空白の一部が回復されるわけであり、今もまだ書庫に眠る史料もいずれ公表されることを期待したい。本稿はトドロフ氏自身の筆によるこの時期のブルガリアにおけるユダヤ人問題の要約を中心にし、それに適宜歴史の証人たちの手記により不足を補うという形式で書かれた。もとよりトドロフ氏自身の要約自体が本書の大部分を占める史料の精読の上で行われているので、筆者が補った部分はあまり多くないことを予めお断りしておく。

20世紀は大量殺戮がかつてない規模に達した世紀として記憶されるだろう。しかし僅かではあったが善の兆しが見られたのもこの世紀の特徴である。その例として氏はナチス体制下にあったデンマークとブルガリアにおけるユダヤ人の強制収容所送りの阻止を挙げている。

本書の編者トドロフ氏はブルガリア出身であるが、自らの祖国においてなぜそれが可能であったかを検討すべく本書の編集を思い立ったように見受けられる。氏はそれをブルガリア人の資質そのものに帰することには懐疑的である。また氏自身が自国人から受ける印象でも、自分たちを他国民以上に優れた存在であると考えるブルガリア人はあまり多くはないようだ。

この戦争中にブルガリアで起こったのはどういうことなのか。ユダヤ人救出の動機は何か。人々はどのように行動したか。それらの質問への答えを得

るため氏は自国の近代史を振り返り三つの重要な歴史的事実に思い至る。

第一は第二次バルカン戦争および第一次世界大戦の結果ブルガリアがブルガリア人の居住するいくつかの地域を失ったことである。敗戦の結果ブルガリアはドブルージャをルーマニアに、トラキアをギリシャに、マケドニアをセルビア（将来のユーゴスラヴィア）に割譲しなければならなかった。

第二は国内政治に関連している。1934年5月19日のクーデタの結果、ブルガリアの議会および政党はその役割を失った。権力はボリス三世（1894—1943）により任命され管理される政府の手中に落ち、議会は力を失った。しかしそれでも議会には僅かながらも反対勢力が残存した。それは160名の代議士中の19名である。反対党の存在の許されていた当時のブルガリアをトドロフ氏は権威主義的な政権ではあってもファシスト体制だったとは考えていない。つまり大政翼賛会一色に塗りつぶされた我が国の昭和10年代に比べればまだ僅かながらに民主主義が形を留めていたのである。

第三はブルガリア国内の反ユダヤ感情が皆無ではなかったにしても他の欧洲諸国に比してあまり強くなかったことである。1934年当時、ブルガリアに在住するユダヤ人は48,000人で、総人口の0.8%だった。ユダヤ人の97%は都市居住者で、その過半数は首都のソフィアに住んでいた。

1939年9月の第二次大戦開戦当時、ブルガリアはいずれかの側に立って参戦することなく中立を保ったけれども、伝統的に親ドイツ感情が強く、ドイツの友好国であり続けていた。独露の不可侵条約締結（1939年8月）により、この二大国に挟まれた中欧諸国は新たな分割の対象にされ、国境線の変更が相次いだ。それに伴いこれらの国々ではある民族を対象にしその権利の制限を目的とした法律が相次いで制定されることになった。ブルガリアにおいてその対象とされたのがユダヤ人で「国家防衛法」もユダヤ人を対象にしたものだった。まずユダヤ人の定義がなされ、居住、不動産の所有、職業選択の自由が制限を受けることになった。法案を起草したのはアレクサンドル・ベレフという人物だった。彼は内務官僚であり、また親ファシズムで反ユダヤ主義的な組織の会員でもあった。

法律の制定の意図は1940年10月に内相ペタール・ガプロフスキーから発表された。ブルガリアが三国同盟に加盟する数ヶ月前のことである。この法案に対してはユダヤ人ばかりでなく、さまざまな職業団体、政治家、キリスト教界の首脳たちからの抗議文が議会に送られた。しかし他の団体、とりわけ実業界および親ファシズムの団体からは歓迎の意向が表明された。この間の事情についてはディミタル・ペシェフの回想録に詳しいのであるが、議会内の反対意見がそれほど強くなかったのは先にみたとおりである。民主主義の形骸化の結果世論と議会の反応に大きな相違が生じたものと思われる。法案は1940年11月から12月にかけて議会にかけられ、1941年1月に賛成多数により成立した。そして3月にはブルガリアは三国同盟に加盟した。第二次大戦当初はかろうじて中立を維持できた小国ブルガリアが独ソ開戦（同年6月）を控え中立の維持が困難になりナチス体制に組み込まれていく過程がよくわかる。1939年8月に締結された独ソ不可侵条約は僅か2年足らずの命だったことになる。

三国同盟へのブルガリアの加入によりヒトラーはユーゴスラヴィアやギリシャ以遠までの占領が可能になった。1941年12月、日本の真珠湾攻撃によりアメリカがドイツに宣戦を布告すると、ブルガリアも米英両国に宣戦を布告した。途中で脱落したとはいえ、ブルガリアが第二次大戦での日本の同盟国だったことを記憶している日本人が今日どれだけいるであろうか。

ブルガリアは当時トラキアやマケドニアを武力占領していたが、これ以降行政的にも自国の支配下に置くことになった。これらの地方の住民には1942年6月5日の政令により、ブルガリアの市民権が付与されたのに、ユダヤ系住民は除外された。ユダヤ人女性でも夫がブルガリア人の場合には市民権の獲得が可能だった。市民権からの排除が後にこの地域のユダヤ人にとって致命的なものになった。

1941年と42年の間にユダヤ人に対する措置が緩やかに、しかし確実に進行し、それに伴いユダヤ人たちの生活条件は悪化の一途を辿った。彼らの中にはパレスチナへの脱出を試みるものもあった。最初の船は1940年12月12

日に180人を乗せたままマルマラ海に沈み、二番目の船もルーマニアを出航後400人の乗客とともに沈んだ。今日これはナチスなどによる撃沈ではなく、船が古く整備が不十分だったことによる海難事故であると考えられている。合法的に出国するための交渉も失敗した。さらに当時パレスチナの後見者だったイギリスもユダヤ人受け入れにあまり熱心ではなかった。英国は世界中のユダヤ人がパレスチナに集まることを恐れていた。そういうする間にもブルガリア政府はユダヤ人に對し夜間外出禁止、自由の制限、住まいからの立ち退き、勤労隊への編入など次から次へと締め付けを強化していった。さらにユダヤ人は黄色い星の形をしたワッペンの着用を強制された。

1942年の秋になると事態はいっそう深刻化した。ユダヤ人を専門に扱う警察が設立され、ペレフがその長官に任命された。またフィロフ首相やガブロフスキ内相はソフィア駐在のドイツ大使にいずれユダヤ人を強制収容所に送ることを約束した。そして直ちにそうしないのはユダヤ人たちを国内の道路修理に使役しているからであるという説明がなされた。

1943年1月になると痺れを切らしたドイツはブルガリアのユダヤ人を収容所に送るよう強く迫った。これがドイツ軍の敗北の始まりと同時期であることは偶然ではない、と筆者には思えるのだが如何なものであろうか。ドイツはまず20,000人を送ることを求めた。フィロフ首相は14,000人を新たに自国に編入した地域から、残りをブルガリア本国から収容所に送ることを検討した。

2月22日には20,000人という数字と、年齢、性別に関わりないこと、駅ごと、列車ごとの人数が取り決められた。同日警察からは地方に対し収容所に送る人物のリストを24時間以内に作成することが指示された。選択の基準は裕福であること、有名であること、社会的地位の高いもの、ユダヤ人の指導者、政治的に反対勢力に加担しているものなどだった。ユダヤ社会のエリート層および反政府的な人物が狙い撃ちにされたことがわかる。

3月4日になるとトラキアのユダヤ人は逮捕された。11日にはマケドニアとセルビア国境の町ピロのユダヤ人も拘禁された。3月18日と19日にトラ

キアからの列車がドナウ川沿いの港町ロムに着いた。ユダヤ人たちはそこから平底舟でウィーンに移送された。そこからは列車でカトーウィツエやアウシュヴィッツ（いずれも現ボーランド）に送られた。マケドニアのユダヤ人は3月22日、25日、29日に列車で直接収容所に送られた。22日と25日の列車に乗っていた者はアウシュヴィッツへ、29日の列車のユダヤ人たちはトレブリンカ送りになった。これらのユダヤ人の総数は11,363名だったのだが、生きて終戦を迎えることができたものは僅か12名だった。

収容所送りになったユダヤ人たちは途中ブルガリア国内で現地の人々に目撃されている。目撃者たちの反応は同情と憤慨だった。とりわけ代議士だったディミタール・イコノモフの証言、およびそれに触発されたペシェフの行動は重要である。さらにソフィアの大主教だったステファーヌの宣言、反対党の代議士だったスタイノフの首相宛て書簡も重要である。ステファーヌは王ボリスに電報を送り、こうした措置を取りやめるよう要求した。

同じユダヤ人といつても古くからブルガリア国内に居住していたユダヤ人の場合は少し事情が異なっていた。彼らも3月3日に逮捕されることになった時点では同様の運命を辿ることになるかと思われたが、ブルガリア人の友人たちが釈放のために行動してくれたからである。クステンディールという町のユダヤ人たちのケースがその典型である。この町でも3月7日から1,000名のユダヤ人の逮捕が始まった。それを見たブルガリア人有志40名は釈放要求のため首都ソフィアに赴くことになった。結局首都に行ったのは4名だけになったのだが、彼らは国民議会副議長だったディミタール・ペシェフに面会することができた。

ペシェフはこれら代表とともに首相に面会を求めたが叶えられなかった。しかし彼はこれら代表および7名の同僚議員とともにガプロフスキ内相に面会することができた。内相は彼らの抗議を受け入れ、その場で電話をかけて国内のユダヤ人の逮捕を取りやめることと、既に逮捕されたものの釈放を命じた。

他の地域でも同様の試みがなされたけれども、クステンディールのように

成功を収めたケースばかりではなかった。キリルの証言などを検証すればその間の事情がわかる。彼も王に電報を打ち、釈放を求めたり、自宅にユダヤ人を匿ったりした。またソフィアでは多くの市民が政府に勤める親族や友人にユダヤ人の逮捕をやめるよう働きかけたといわれる。

ペシェフは自ら宣言文を草して多数派に属する42名の同僚議員の署名を集め、それを議長に提出した。これは抑制の効いた文章で書かれてはいるが、反ユダヤの政策を批判し、その修正を求めるものだった。しかしフィロフ首相は自分の権威に楯をつくこの宣言文にいたく立腹した。彼は署名者たちにそれを取り消すように求めた。しかし、こうした圧力にもかかわらず、30名は署名の取り下げに応じなかった。フィロフはペシェフに対する非難を投票によって可決させ、副議長の職を辞することを求めた。ペシェフは弁明を許されなかった。しかし、ここでブルガリア在住ユダヤ人の強制収容所送りは頓挫することになった。

こうしてトラキアやマケドニアのユダヤ人と国内のユダヤ人とは別の運命を辿ることになった。ブルガリア国内に住むユダヤ人たちにとって幸いだったのは、11,363人のユダヤ人が収容所に送られたことでナチス側もひとまず満足し、強硬な催促が一段落したことだった。

もちろん、この計画の立案者たちは最終的にこの計画を放棄したわけではなかった。一方、ブルガリア国内のユダヤ人組織、宗教指導者、政治家たちはこの計画自体の白紙撤回を権力者たち、とりわけボリス王に求め続けた。1943年5月になると、ベレフは次のような新たな計画を立案した。それはブルガリア国内のすべてのユダヤ人をドイツ西部に送ること、それが叶わぬ場合はソフィア在住の25,000人のユダヤ人を地方に強制移住させることだった。ガプロフスキ内相らは最初の案を支持したが、王が後者の国内強制移住を支持したため最初の案は放棄された。後者の案は5月21日に閣議決定された。後者案が採用された背景にはスターリングラードでのドイツの敗北や、北アフリカでの連合国軍の勝利といった戦況の変化、それに伴う国民感情の変化などが微妙に影響を及ぼしているものと思われる。いずれにせよ、以

後王は強制収容所送りには強く反対の意思を示すようになった。ペシェフの回想録ではこの間の事情は彼にもよくわからないと述べられている。彼は政権の中核から追放されたので、その後の経過を知る立場にはなかつたし、晩年回想録執筆の時点では、事情をよく知っているはずの人物たちはほとんどすべて1944年のロシアの侵攻による政変の結果肅清されたため、もはや確認する手段は残されていなかった。そういう次第で強制収容所送りでなく、国内追放が選択された真相は今日に至るまで想像の域を越えないものである。

ソフィア在住のユダヤ人の地方への強制移住は1943年6月中続いた。連合国は既にシリアにまで迫っていた。こうした戦局の推移の中ではナチスの要求も節度のあるものに変化せざるを得なかつたものと思われる。

1943年8月28日、ヒトラーとの会見を済ませたボリス王は急死する。後継者のシメオンは幼児だったので3名の摂政が任命された。フィロフ首相もその中に含まれていた。10月には警察長官ベレフが解任された。後任の長官は反ユダヤ主義者ではなかつた。以後強制移住させられていたユダヤ人たちのソフィア帰還が許され、「国家防衛法」自体も廃止された。1944年9月9日以降はロシア軍の侵攻により、ブルガリアの政権自体が崩壊してしまつた。

ブルガリア居住のユダヤ人が強制収容所送りにならなかつたことは誰の功績なのか。ブルガリアを占領したロシアによる人民裁判においてはユダヤ人問題が問われることはなかつた、と言われている。裁判の結果ペシェフの宣言文に署名した当時の与党議員43名中20名が死刑を宣告された。6名が終身刑、8名（ペシェフはこの中に含まれた）が懲役15年、4名が懲役5年、1名が1年、3名が無罪放免、1名が裁判中に死亡、という内訳だった。最初にユダヤ人の収容所送りに声をあげて抗議したイコノモフ、ペトロフは死刑になつた。ペシェフとともにあらゆる交渉に同行したミカレフは終身刑の宣告を受けた。もっともこれは後に刑期を短縮された。大司教ステファーヌは1948年に罷免された。共産党政権による苛酷な裁判の一端がうかがえる結果である。

同じようにユダヤ人の収容所送りに反対したものであっても、スタイノフのように政権党ではなく反対党に所属していた政治家の場合や、カザソフのようなジャーナリストの場合には罪を問われることなく、後にそれぞれ外務大臣、情報大臣という要職を占めることができた。ペシェフの裁判の際スタイノフは証言台に立ったけれどもペシェフの弁護をすることはなかった。

ユダヤ人の側もすべてがかつて自分たちを守ってくれた人々に感謝の意を表したわけではなかった。ペシェフの家族は裁判に際して共産主義者にしてユダヤ人であるニシム・ネヴォラに弁護を依頼したのであるが、「政治的な理由により」拒絶された。法定弁護人のダヴィッド・リジは最初の公判の際病気を理由に欠席した。もちろんすべてがこうした忘恩の徒ばかりだったわけではない。彼らと同じユダヤ人弁護士ヨシフ・ヤハロフはペシェフの裁判を引き受け、その命を守った。しかし、それはペシェフがユダヤ人を救ったからではなく、司法大臣在職当時、9月9日以降国防大臣になったダミアン・ベルチェフの処刑に反対したからだった。しかもベルチェフを擁護したため、ペシェフが次の内閣改造で司法大臣の職を解かれたことも彼の裁判には有利に作用した。しかし、この勇気ある弁護士は後にペシェフを弁護した報いを受けなければならなかった。

1948年、ヤハロフは「反動的感情」を理由にソフィアの弁護士会から抹消された。この後、大戦中のユダヤ人問題は黙殺され歴史の表面から姿を消した。僅かに1954年の教科書にブルガリアでもヒトラーを真似て反ユダヤの法が制定されたことが簡単に言及されるに留まった。

ユダヤ人に対する迫害は前政権の犯した大罪の一つであるが、それが失敗に終わったのは共産党の活動のおかげである、というユダヤ人共産主義者の見解が広がった中では真実の追求は困難だった。ユダヤ人共産主義者たちはこの事件についての資料収集と刊行を行ったけれども、すべては共産主義者の手中にあって、それ以外のものが口をさしはさむことはできなかった。とりわけ多くのユダヤ人たちがパレスチナに移住した後はこの傾向はさらに顕著になった。こうした情勢下では共産主義者以外の功績が正当に評価される

ことはあり得なかったのである。

1954年になるとジフコフの時代が始まり、89年まで続いた。彼への独裁権力の集中とともにユダヤ人救出は彼の功績に帰せられるようになった。

それではユダヤ人問題に対するブルガリア共産主義者たちの主張にはどの程度の正当性があるのであろうか。彼らがどのような形であれユダヤ人の処刑に対しては反対し、ファシストを倒すことをその政治的な目的としていたことには疑いの余地はない。しかし彼らの活動が何らかの成果をあげたということには確固たる証拠がない、というのがトドロフ氏の判断である。

1943年のマケドニアやトラキアのユダヤ人の強制収容所送りに対して共産主義者は何も行動を起こさなかった。当時共産党は非合法政党であったから、ユダヤ人と共産党との間に何らかの関係があることが立証されたらもっと多くのユダヤ人が処刑されることになったかもしれない、とトドロフ氏は考えている。1943年5月24日の抗議行動もこれを組織したのはユダヤ人社会の指導者たちであり、ジフコフはそれに参加すらしていなかった。

共産主義者でないとすると、誰がユダヤ人を守ったのか。1950年代に入るとそれは国王ボリスのお陰であるという説が登場した。1952年にイスラエルに移住したベンジャミン・アルディッティーらによって唱えられた説である。この意見は当初はブルガリア国外で主張されたのであるが、共産党政権が崩壊した1990年以降は国内でも主張されるようになった。これは共産党の主張を無効にするのに大きな役割を果たした。

この議論に対してトドロフ氏は王の言葉をそのまま受け入れることはできない、としている。なぜなら王は誰に対しても、その人物の望む方向こそ、まさに自らの望む方向であるかのごとく語るのが通例だったからである。王は保護を求めるユダヤ人に対しては、その願いは叶えられるであろうと返事し、収容所に送るよう督促するドイツ人に対してもそのように取り計らう旨返答した。トドロフ氏はしたがって王の言葉を辿るのでなく、王の行動を追うことにより、彼の真意を推し量ることに努めたのである。

その上でトドロフ氏は、王が1943年3月10日からその死の同年8月28日

に至るまでブルガリアのユダヤ人の強制収容所送りを実行に移していない点に注意を促している。そしてペシェフや彼の同調者の行為だけでは強制収容所送りを阻止することは不可能だった、と断定している。もし最高権力を保持していた王がそう命令すれば強制収容所送りは可能だったからである。内務大臣に対してブルガリア国内のユダヤ人の移住を取りやめるよう「最上層」から指示があったことはドイツ側文書にも記載がある。ドイツ側文書にはボリスという固有名詞はないけれども、1943年当時のブルガリアで「最上層」といえば王以外の人物を指すことはないというのが常識だった、とトドロフ氏は述べている。王は強制収容所を避け、ソフィアからの追放を選択した。ドイツからの圧力に対して、王は言い逃れをして時間稼ぎをしていたのではないか、と氏は推測している。自分もまたユダヤ人を収容所に送ることでユダヤ人問題を解決したいのだが、さしあたっては国内の道路の補修に彼らを使役する必要がある、というのが王の言い分だった。こうした王の対応に対し、例えばゲッペルスは日記の中でボリスは「狐のように悪賢い」と評している。

しかし王はトラキアやマケドニアのユダヤ人の運命に対しては責任がある、とトドロフ氏は考えている。なるほど彼らはブルガリア市民ではなかつた。しかし、1942年6月5日の勅令により彼らを市民の地位から驅逐したのは彼の政府だった。強制収容所送りを決めたのは王ではないが、王は自らの力を尽くして彼らに救いの手を差し伸べることもなかった。王は現に進行中の事態を承知していたし、収容所に送られたユダヤ人たちの結末がいかなるものであるかもこの時点では承知していたと思われるからだ。ユダヤ人の窮状を見かねたソフィア大司教ステファーヌの証言その他から、王が事態の深刻さを承知していたことには疑いの余地はない。

1943年3月31日ボリスはベルヒテスガルテンにヒトラーを訪ね、そこでヒトラーおよびリッベントロップと会見した。王はブルガリア国内のユダヤ人はもともとスペイン人であり、その他の国々のユダヤ人とは異なっていることを主張したが、リッベントロップはどこに住もうとユダヤ人はユダヤ人

であるといって王の主張を退けた。もともとスペイン人、というのはブルガリアのユダヤ人はスペインからの移住者が多かったことを意味している。これは会見後王がフィロフ首相に語った内容である。リッベントロップ側の記録ではこの会見で、王はトラキアとマケドニアのユダヤ人のみを収容所に送り、ブルガリア国内のユダヤ人は共産主義者だけを収容所送りにし、その他25,000人は道路工事に使役したいと語った。

この二つの記録から判明することは王がフィロフに対してはブルガリア国内ユダヤ人の守護者であるかの如く装い、またナチスの首脳の前ではトラキアとマケドニアのユダヤ人の収容所送りを認めていることである。こうした点を考慮して王の役割は賛美者が主張するほど英雄的なものではなかった、とトドロフ氏は判断している。彼の行動は利害に左右されているからだ。もちろんそれは個人的な利害ではなく、国家的な利害であるが、いずれにせよ彼の行為の動機はヒューマニズムに基礎を置くものではなかった、と氏は考えている。

ところで大国との交渉においては常に妥協を余儀なくされるのが小国の運命であるという苛酷な事情は今日でも変わってはいない。ヒトラーの要求をすべて拒絶することなど小国ブルガリア政府にできる筈はなかった。王は妥協を重ねることで自国の兵士が大戦に巻き込まれることを防いだのだった。ユダヤ人については自国の住民でない部分を犠牲として差し出さざるを得なかった。ソフィアのユダヤ人についても首都から追放することで、彼らに厳しい態度をとっているポーズを示した。王の政策はなるほど利害に基づくものではあったが、そのおかげで五分の四にあたるユダヤ人が死を免れた、とも言えるのである。こうした王の行為を現在の時点で断罪することは容易である。しかし、小国の王としてボリスは精一杯彼の臣民である国内在住ユダヤ人を救ったことも認めなければ不公平というものであろう。トラキアやマケドニアのユダヤ人の大量虐殺を嘆くよりも、ブルガリア国内のユダヤ人が生き延びられたことを喜ぶべきであろうと筆者は考える。

王がこうした政策を取ったのは政治的な選択の結果だった。この時点

(1943年春)になると、ヒトラーの勝利はもはや確たるものではなくなっていた。王はドイツが敗北した場合の連合国との関係をも視野に收めなければならなかった。連合国がナチスのユダヤ人政策に反対していることはかねてから周知の事実だったからである。

国内のユダヤ人の強制収容所送りを王が断念したのはペシェフの行動が大きなきっかけになったのだとトドロフ氏は考えている。なぜならそれは政権与党内からの反逆であった、という点で大きなインパクトを政権に、したがって王にも与えたことは確実であると思われるからである。ペシェフの意見に賛成したのは与党の代議士の三分の一にあたる数だった。王はこれを見て収容所送りを断念したのであろうとトドロフ氏は推理するのである。氏はペシェフの行動の意義についてイタリア人ジャーナリストにして歴史学者のガブリエレ・ニシム氏の見解を紹介している。ニシム氏によれば、ペシェフ以外にもユダヤ人をかばった人はいたけれども、議会内で法の制定を巡ってこの問題を取り上げ、個人ではなく、ユダヤ人というグループ全体の保護を訴えたのは彼以外にはいなかった。その他抗議の手紙、電話での呼びかけ、議会での反対意見の表明、一斉手入れへの抗議なども存在したけれども、それらだけでは王を動かすに十分ではなかった、とトドロフ氏は考えている。もっともこうした運動は単独では大きな成果をあげることはできなかつたけれども、地下水脈のように精神に作用を及ぼして世論を形成していくことは確かである。

これらの行動の中で正教会の果たした役割は重要だった。法案が提出されると大司教たちは改宗して正教徒になったユダヤ人とその他のユダヤ人との相違を主張し、改宗した者たちを保護するよう求めた。そればかりでなく、非改宗者に対しても、彼らのなしたことによって判断し、彼らが何であるかによって判断しないよう求めた。とりわけ積極的だったのは、キリル・ド・プロヴディフやステファーヌであるが、後者は首相からの国家反逆罪による連行の脅迫にも屈することなく、ブルガリア国内のすべての教会と修道院の門戸をユダヤ人に開放すると応じることによって対抗した。

トドロフ氏はこの出来事に関わった人々の行動を検証した結果、全体の主役としてペシェフの名を挙げている。彼の行動が最も大きな効果をあげたという理由である。

ペシェフは1894年生まれで、当初は弁護士を生業にしていた。後、政治家に転じ、1935年から36年にかけて司法大臣を務め39年には国民議会の副議長になった。彼は当初この法律に反対ではなかった。先に見た如く彼の回想録ではユダヤ人問題は当初それほど深刻な問題であると把握されていたわけではなかったからである。

彼はこの事件の責任を問われ、事実上副議長を解任された後も依然として代議士であり続けた。1944年に共産主義政権が樹立されると彼も同僚代議士とともに逮捕されたが45年末には釈放された。彼が亡くなったのは1973年のことである。出獄からその死に至るおよそ30年の間、このユダヤ人の恩人とも言うべき人物は国内亡命同様の生活を送り、自分の部屋から出ることさえ稀だった。晩年といつてもいい1969年から70年にかけて彼は回想録を書き残した。彼はここで自らの直面した公的な生活についての詳細な意見や感想を述べている。この中にはもちろんユダヤ人問題についての記述もある。ペシェフはイスラエルにおいてブルガリアの13名の「正義の士」に数えられているそうである。

ところで過去が求めるのは自らを正確に知ってもらうことである。また過去のうちには現在に対する教訓が内包されている。なぜなら歴史は過去にのみ存在しているわけではなく現在もあり、恐らくは将来もなくなることはないからである。ブルガリアにおけるユダヤ人の救出はユダヤ人の歴史において稀な輝かしい部分である。この事件に關係した人物たちの置かれた状況とか、彼らの動機をよりよく理解することは、将来よりよく行動するためのヒントになるだろう。本書を編んだトドロフ氏の意図はこの辺りにあるものと思われる。

1943年3月の時点でフィロフ首相はユダヤ人を強制収容所送りにしてもそれが彼らの運命に重大な結果をもたらすことにはならない、と考えていたよ

うであるが、大多数の人々は既に彼のようには考えていなかった。もっとも当時強制収容所の実態は秘密のヴェールに包まれていた。しかし『彼らは死ぬために出発するのだ』という駐ブルガリア・イスラム大使館員のシャルル・レダールの言葉を見れば、既に多くの人々が確認の不在にもかかわらず、相当正確に事態を把握していたこともまた事実である。

こうした事態が自らの隣人たちの身に降りかかってきた場合、人はどのような行動を起こすであろうか。としたらそれはなぜか。またどのようにして起こすか。

国王の場合は国益に沿った反応だった。ユダヤ人の強制収容所送りが国益に反する可能性を認識した時点で彼はそれには断固として反対した。宗教家の場合は「我らの救世主の命」により、また弁護士たちや、この措置に反対の政治家たちの場合は「すべての個人は法の前に平等である」という憲法の条項がその行動の根拠になった。またそうでない人々の場合には、人間としての同情に駆られて、というのがその動機になったものと思われる。

これら反対運動の記録の中で最も充実しているのはペシェフの回想録である。先にも触れたように、1940年秋の時点では彼はこの悪法に反対ではなかった。当時は国王同様この法律は国家の利益に叶うものだと考えていたのである。ドイツに対しては譲歩が必要である。なぜならブルガリアはドイツに依存しているからである。実際当時のブルガリアは、とりわけ経済的にはドイツに全面的に依存していた。この法案が提出される2年前の1938年3月には3,000万マルクの借款がドイツから供与されていた。ところでそのドイツはユダヤ人追放を求めていた。それならば応じざるを得ないではないか。当時の彼はこのように考えていたものと想像される。彼は反対党ではなく、与党の指導的な政治家だったことを思い出してみれば納得のいく反応である。国王の考えも彼の考え方ほど隔たつものではなかった、と思われる。ペシェフが反対するようになったのはこの法が実際に機能し始め、それが彼の予想以上の猛威を振るうのを目の当たりにしてからのことである。

彼に反対を決意させたのは自らの選挙区のあるキュステンディルでもユダ

ヤ人の一斉検挙が準備されていることを知つてからのことである。『私の人間としての良心と私の解釈は行動しないでいることを許さなかった』彼は後にこの時のことを強大な力に驚捆みされたようだった、と形容した。もはや選択の余地はなかつたし、一刻の猶予も許されなかつた。『沈黙は私の良心に反したし、代議士としての、また人間としての責任感にも反していた。(…)) 大多数の人々がこれに対し何もしなかつたら、それは彼らを国家の犯罪の共犯者にしただけでなく、何千もの人々に対する大量虐殺の罪を犯させることになつただろう』ペシェフのこの言葉を引用した後で、1943年当時このように語りこのように行動したと誇ることのできる政治家がどれだけいたか、とトドロフ氏は問いかけている。

ブルガリアに住み着いたユダヤ人には代議士、ジャーナリスト、高級官僚といった権力の中枢部にいる人は皆無だった。そういう意味では彼らは当時ブルガリア国内で差別されていたといつてもいい存在だった。しかしブルガリア人一般の反ユダヤ感情が弱いものだったことこそユダヤ人が収容所送りを免れることのできた一因だった、と氏は考えている。

次になぜブルガリア国内のユダヤ入たちは激しい反ユダヤ主義にさらされなかつたか、という問い合わせをトドロフ氏は発し、この地のユダヤ人が他の地域と異なりゲットーを作らず、他民族に混じって暮らしていたからだと指摘する。またユダヤ入たちはほとんどの場合ブルガリア語を話すことができた。こうした中ではブルガリア人もユダヤ人を悪の権化の如くみなすことは不可能だった。彼らの職業も小売商、行商、労働者、召使い、といったところが主であったから、ヒトラーが喧伝するように世界経済秩序の紊乱者としてのユダヤ人という神話を信じるブルガリア人などほとんど存在しなかつたのである。

ユダヤ人への敵意があまり見られなかつた第二の理由として、トドロフ氏はブルガリア人の国民性を挙げている。これは遺伝的な素質という意味ではなく、歴史的に形成されたものであることは言うまでもない。ドイツ大使は本国政府に宛てた書簡において『政府首脳はユダヤ人問題に決着をつけたい

と考えているけれども、一般国民がそれを妨げている。それは彼らがアルメニア人、ギリシャ人、ジプシーといった人々と混在してきたのでユダヤ人を特別視する事がないからである』という主旨を述べている。ブルガリアの作家たちはその請願書においてトルコ支配下の時代を振り返り、ともに暮らしている人々に自らの過去のつらい経験をさせてはならないと主張した。ブルガリア人は実に1396年から1878年に至る500年近い他民族支配に苦しんだ過去を持っていた。トルコの支配下にあった時代にブルガリア人はギリシャ人、アルメニア人、ワラキア人、セルビア人、ユダヤ人、ジプシーたちと同じ運命のもとにおかれていった。この長い苦難の時代にブルガリア人は膝を屈し、自尊心を露わにすることなく、他の人々とともに生きる術を身に付けたのだ、と編者は考えている。長い支配から解放してくれたのはロシアだった。したがって独立といってもそれは自ら戦いとったものではなかった。ブルガリア人の親ソ感情もここに胚胎する。その他の東欧諸国が無理やりソ連の衛星国にされ、したがって必ずしも対ソ感情は良くなかったのに対し、ブルガリアがソ連時代最も親ソ的な国だったと言われたのはこのためである。

こうした苛酷な歴史によって培われた「弱さ」が少数民族に対する寛容、他民族に対する優越感の欠如の原因なのだと編者は考えている。そして過去にひどい目にあわされた民族は次には他民族を同様の目にあわせるのではないか、という疑問に対しては、国家的な自尊心に乏しく、他民族に対する優位を認めず、自国に対する批評意識が存在する場合には過去の経験が他民族を犠牲に供しようという誘惑に対する免疫ワクチンになるのだ、と主張する。こうした見解を聞くと、それでは最近のイスラエルのパレスチナ人に対する行為はどうなのかという疑問をトドロフ氏にぶつけてみたくなるのは筆者ばかりではあるまい。国家的な自尊心に凝り固まり、他国民に対して優越感を抱き、自国に対する批評意識をもたないのが今日のイスラエルなのであるか。

自身の主張の裏づけとして氏はブルガリアの最近の歴史を例に挙げている。1980年代に共産党政権が国内のトルコ系住民に対する迫害をし始め、

その第一歩として氏名のブルガリア化を要求したことがあった。大日本帝国時代の朝鮮人に対する創氏改名を思わせるこの暴挙に対しブルガリア人は公然と反抗したのだった。自らの自由の侵害や、経済的な困難にも政府に対し従順だったブルガリア人が国内の少数民族に対する迫害には公然と反抗したのである。

大戦中のユダヤ人に対する迫害への要求に対し、ブルガリア人はそれぞれ自らの所属する立場に応じてその役割を果たした。ボリス王の場合には公然とドイツに反抗することは決してなかった。そんなことをすれば当然強制的に退位させられただろう。彼は漠然とした約束をし、同時にその実行を困難にするような指示を出して事実上実行を不可能にするような複雑な抵抗を示した。しかもドイツ大使も王の弁護に回るほど王の作戦は巧妙だった。自らの部下である大臣や政治家にも王の真意を測ることは困難だった。ユダヤ人の代表に対しても非常に丁重ではあったが、よそよそしくもあった。安心するように語りかけたが、具体的な約束は一切しなかった。彼はすべてを制御したが、第一線に出て目立つことはなかった。日向よりも日陰を好んだ。1943年5月20日ソフィア在住のユダヤ人をポーランドの強制収容所ではなく、国内移住に変更するよう指示を出すと彼はさっさと狩猟に出かけてしまった。以後すべては王の目論見どおりに進行した。

1940年に法案が提出された時には先に見たようにさまざまな職業団体がそれぞれ抗議の声明を出した。弁護士、医師、作家、画家、職人などの組合である。彼らの声明に対しては当初何の反応もなかった。法律家、代議士の中にはこの法案は良心だけでなく憲法に反すると主張するもの多かった。大司教たちはこの法律とキリスト教の教義の矛盾を指摘してその撤回を求めたが、宗教家は政治に口を出すべきでない、というのが大方の反応だった。

こうした多くの人々の反対にもかかわらず法案は可決され、善意の人々は無力感を味わうことになった。またトラキアやマケドニアに住むユダヤ人の強制収容所送りの際にも事情は同様だった。多少の紆余曲折はあってもすべては政府の指示どおりに進行した。しかし国内に以前から居住していたユダ

ヤ人の強制収容所送りの場合には事態はそのように進まなかった。それがペシェフの反対行動を中心とする反対行動のうねりである。しかもそれらの行動は成功を収めることができたのである。

ペシェフの行動はいくつかの段階から成り立っている。第一は1943年3月9日のガブロフスキー内相への働きかけである。この時点ではペシェフの断固とした態度に内相は譲歩し、ペシェフや彼の同志の前で逮捕したユダヤ人を釈放するよう指示した。しかし内相の背後にはより強力な相手が控えていた。言うまでもなくフィロフ首相である。この権力に取り付かれた政治家は譲歩することを好まなかった。以後はペシェフとフィロフの争いになった。

人々の要求はこれまですべて国家的な理由によりはねのけられてきた。しかし政府自体を動かさなければ政策の変更は不可能だった。そしてそれができるのは王しかいなかった。しかしペシェフは王には面識がなかった。ただ彼は当時国民議会副議長という要職を占めていたし議会には友人もいた。法律家だったペシェフは民主主義という形式に対する執着が強かったのでまず議会を動かすことを考えた。自らの行動に対して疑念をもたれることは防がなければならなかった。そのため彼は反対党の議員からの協力の申し出を断り、与党議員だけで行動を起こすことにしたのだった。彼は政府に反対することをその目的としたわけではなく、今回の措置が党の綱領それ自体に反することを示してこの措置を撤回させることを目的としたのだった。

ペシェフは首相に宛てて請願書を書き、3月15日の与党議員の集会で同僚議員の署名を求めた。3月17日までに42名の署名が集まった。彼はこの時点で議長に事情を打ち明けた。議長はペシェフの話に耳を傾け、彼が話し終えると首相に報告した。フィロフはペシェフにその請願書は公開しないこと、次回の多数派の集会に決定を委ねることを申し出た。首相の申し出に対し、ペシェフは請願書が闇に葬られるのではないか、という危惧を抱いた。そこで彼は19日に公表に踏み切った。

フィロフ首相の側はこれを知って反撃に転じた。ユダヤ人問題に限定した議論をすれば、政党内部の意見の不一致が白日のもとに曝されることになる

ので、首相は政府の政策の全般に対する信任を問うことにした。そうすれば勝てるという読みがあったからである。この点には賛成だが、その点には反対である、という個別的な選択を許さず政府の方針を全体として支持するか否かだけを答えさせたのである。そういうする間にも、署名した議員たちに対する切り崩しが行われた。

その上フィロフはペシェフに対する非難決議を提案させ、彼が副議長を辞するよう要求した。王はペシェフと同意見であると思われたが、ペシェフを表立って弁護することはなかった。

首相は劣勢を回復するかに見えたが、脅しに屈して署名を取り下げるは僅か12名に留まった。3月24日には政府の政策に対する信任投票が行われた。これにはペシェフも賛成票を投じた。彼はあくまでも原則に忠実だった。彼はユダヤ人に対する扱いが政党の綱領に反するゆえに反対したのであり、政権自体を崩壊させることを目的としてはいなかつたからである。こうして政府の政策の総体は信任された。しかしひべシェフに対する非難決議は意見が分かれた。110名の出席者のうち非難に賛成が66名、反対が33名、棄権が11名だった。

ペシェフは副議長辞任を拒絶した。そこで首相は二人の共通の友人で、当時司法大臣を務めていた人物を彼のもとに送り、改めて副議長を辞任するよう迫った。自らの意志で辞任することは自らの誤りを認めることだと考えていたペシェフはもちろんこれにも応じなかつた。ペシェフは自らの義務を果たしたつもりだった。25日には首相の息のかかった議員たちが力で国民議会をのっとり、非難決議し、ペシェフの罷免を決議するという暴挙に出た。しかもペシェフには一言も弁明の機会は与えられなかつた。

しかし国内のユダヤ人の強制収容所送りは結局国内追放に変更されることになり、ユダヤ人の命は救われたのであるからペシェフこそ最終的な勝利者だったことは明らかである。

彼は1943年のヨーロッパでは暴挙に抵抗し、ユダヤ人を救った唯一の政治家だった。彼以外にも勇敢で寛大な人物がいたにもかかわらず、それらの

人々がペシェフになれなかったのは良心の有無ではなく戦略の有無によるのではないか、とトドロフ氏は考えている。ただし彼が採用した戦略はこの時点でのブルガリアという国家において有効ではあったが、同じ事を別の時代に別の国家で行っても成功しなかったであろうと氏は指摘する。なぜならばブルガリアもそれから僅か1年半後の1944年9月9日以降は政変のため事情が一変してしまったからである。

ニコラ・ペトコフという政治家がいた。彼は非合法の反ファシスト組織だった祖国同盟の一員だった。しかし彼は共産主義者ではなかった。彼はユダヤ人の弾圧に対して王への抗議文に署名した。しかし彼はそのため当局から何らの弾圧も受けなかった。1944年9月9日以降も彼の態度は何も変わらなかった。しかし彼は逮捕され、処刑された。これが以前の「ファシスト」政権と共産党政権の違いだった。彼が所属していた団体は解体された。だからといって彼はペシェフ以上に過激な行動に走ったわけではなかった。全体主義国家において議会活動はもはや有効な手段ではなくなつたのである。

このユダヤ人問題からわることは、どのような機関、どのような要素もそれ単独では善の成就に十分ではなかった、ということである。いくつかのものが組み合わさった結果として何かが可能になったのである。我々はある人物を英雄であると祭り上げたりしがちであるけれども、現実にはその人物も全体のある一部分を担当しているに過ぎない。ボリス王は世論の促しや、周辺の多くの人物が収容所送りに反対であることを知らなければ収容所送りに反対することはできなかつたであろう。良心的で勇気ある人々、スタイノフ、カザソフ、ステファース、キリル、イコノモフ、ペシェフといった人々の行動も王が彼らの側につかなかつたら恐らく目的を達成することはできなかつただろう。さらにはユダヤ人に対して悪意を持たない大多数のブルガリア人の支持に対する確信がなければ、王も勇敢な人々もあのように振舞うことはできなかつただろう。そしてユダヤ人に同情を持っていたブルガリア人たちの願いは王や勇敢な人々がいなければ実現することはなかつたであろう。

ある時期にある場所で一つの善が実現するためにはこれらのすべてが必要だったのである。この鎖に僅か一部分でもほころびがあればあらゆる努力は水泡に帰してしまっただろう。すべてがその場に最も適合した形をとった場合にのみ、大事は成就するのであろう。多くのものがそれぞれ時と場所を得た場合にのみ、ことが成就するということになると、それはほとんど不可能ということになるのだが、実際不可能に近いのであろう。そしてそのほとんど不可能なことが、この時期のブルガリアという国家において起こったということなのであろう、と思われる。悪は本書の場合にはブルガリアにおけるユダヤ人排除を目的とした「国家防衛法」のことであるが、ひとたび公的な生活に入り込むとやすやすと生き続け、それを除去するのは極めて困難である。悪法も法として機能してしまうからである。これに反して善は実現が困難で、しかも壊れやすいという特徴を持つ。しかしまったく不可能というわけでもないことは我々が見てきたとおりであるとトドロフ氏は主張しているのである。

ところで、この著作では弱者で犠牲者だったユダヤ人は今日必ずしも弱者でも犠牲者でもなくなっている。「唯一の超大国」アメリカの支援を受けたイスラエルは中東最強の軍備を保有して、パレスチナの攻撃をものともしていない。したがって正面から戦えないこの地域の民はテロという形でしかイスラエルと戦うことができないでいる。しかし2001年9月11日の同時多発テロ以降、テロというだけで同一視されてしまいがちである。独立を勝ち取るために武力を伴う行動はすべてテロと呼ばれるべきなのか、は答えを出すことの困難な問題である。イスラエルにはブルガリアから移住したユダヤ人も多いのだが、彼らは自らの前半生と後半生では攻守が変わってしまったことに戸惑いを覚えていないだろうか。国連には力がなく、唯一調停能力を保有しているアメリカはイスラエルに蠶負している（とパレスチナ人は感じている）現状ではこの地に平和が訪れるることは今後とも望み薄なのであろうか。世紀末に刊行された（1999年）本書は、20世紀にさえも善の小さな芽が存在

したことを世の人々に知らしめた。その芽が成長するか、枯れ死してしまうのか、それとも摘み取られてしまうかは不明である。トドロフ氏はかすかな可能性に希望を抱いているけれども、決して楽観していないことは、本書の『善の壊れやすさ』というタイトルからも明らかである。

EU諸国はイスラエルの対応に批判的であるが、「唯一の超大国」アメリカがイスラエル支持を続ける限り事態の進展は望み薄かもしれない。20世紀には悲劇の主人公だったユダヤの民が21世紀には加害者として歴史に記述を残すことがないよう慎重な対応を期待せずにはいられない。もちろんどの国家にも自らを守る権利はある。しかし、正当防衛か、過剰な防衛かを識別することもまたコンセンサスを得ることの困難な問題であろう。

暗いニュースを見聞きしながらの日常で、こうした歴史の開示に接するやはり少しばかり明るい気持ちにさせられることは確かである。第二次大戦という人類史上最大の災厄において、無力な民族の一部分がこうした形で生命を全うしたことを知ると、人類にも希望があるかもしれないという気持ちにさせられる。ブルガリアにおける大戦中のユダヤ人については従来わが国では、あまり多くのことが知られていなかった。専門家はいざ知らず、筆者の場合にはすべて初めて接する情報であり、多くのことを知ることができて有益な読書だった。